オートリースご契約の引継ぎ（承継）について
（個人の契約者さま）

●注意事項

（1）承継後は、現在の契約者さまと連帯保証人さまはご契約の責任を免れます。
（2）承継手続きには審査がございます。
（3）リース料に延滞がある場合、延滞リース料のご入金を確認できるまでお手続きはできません。
（4）婚姻関係を解消された元ご夫婦間での承継はできません。
（5）対象のお手続きには事務手数料として1契約毎に11,000円（消費税込）をいただきます。
　下記の表をご確認下さい。
（6）18歳以上で運転免許証があり、収入（年金含む）がある方が引継ぎ先の対象となります。
　但し、①②に該当する場合は下記の必須条件がございます。
　① 75歳以上の方は連帯保証人（同居の親族に限る）が必要。
　② 専業主婦の方は配偶者の連帯保証人が必要。
（7）再リース契約と同時に承継手続きはできません。契約満了が近い場合に承継をご希望の際は
　事前に契約管理部TEL：03-6865-5512へご相談ください。

1. 承継契約可能な相手先

オートリースご契約を引継ぎできる相手先は以下の表に当てはまる場合のみとなります。
なお、下記No.1～3の必要書類の写しは全ページが必要です。ご注意ください。

No	相手先	引継ぎの条件	事務手数料	受付時に必要な書類
1	法人	以下の条件を満たしていること 1. 現在のご契約者さま自身が代表を務める法人 2. 法人登記が完了されていること 3. 法人銀行口座開設済であること	1契約につき11,000円（消費税込）	発行後3ヶ月以内の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し
2	ご家族	2親等以内のご家族	1契約につき11,000円（消費税込）	親族関係が証明できる発行後3ヶ月以内の戸籍謄本の写し もしくは、ご同居であれば世帯全員記載且つ続柄記載の住民票の写しのどちらか一方 ＋ ご家族の本人確認書類：運転免許証 表・裏の写し
3	ご家族 ※	※【運転ができなくなった場合（高度障害・認定介護等）】 2親等以内のご家族	なし	親族関係が証明できる発行後3ヶ月以内の戸籍謄本の写し もしくは、ご同居であれば世帯全員記載且つ続柄記載の住民票の写しのどちらか一方 ＋ ※障害者手帳や診断書など確認できるものの写し ＋ ご家族の本人確認書類：運転免許証 表・裏の写し
4	ご家族（相続者）	【契約者さまがお亡くなりになられた場合】 2親等以内のご家族	なし	契約者さま死亡の届出があり、親族関係が証明できる発行後3ヶ月以内の除籍謄本の写し ≪除籍謄本がない場合≫ 「死亡届または死亡診断書」の写しと親族関係が証明できる発行後3ヶ月以内の戸籍謄本の写しの両方 ＋ ご家族（相続者）の本人確認書類：運転免許証 表・裏の写し

Orico Auto Leasing 株式会社オリコオートリース

2. 承継手続きの流れ

STEP1 ・申込書のご送付	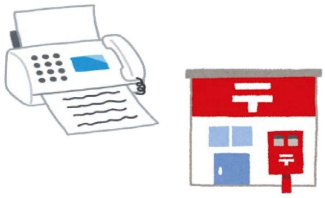	承継申込書(別紙)と必要書類を、契約管理部までFAXまたは郵送にてお送り願います。 ①FAXの場合　03-5816-5751 ②郵送の場合(送付先) 〒110-0016　東京都台東区台東2－27－5 日土地御徒町ビル10階 株式会社オリコオートリース　契約管理部 変更承継担当宛
STEP2 ・契約書類のご送付		承継申込書到着後、弊社にて内容を確認させて頂き承継契約書と口座振替依頼書を契約者さま指定の送付先にお送りします。 なお、内容にご確認事項がある場合はご連絡させていただきます。
STEP3 ・契約書類のご返送	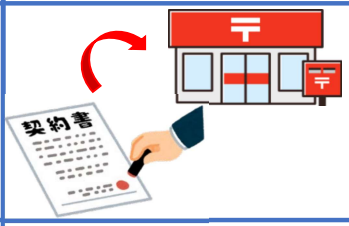	承継契約書と口座振替依頼書にご署名捺印のうえ、必要書類とともに同封の返信用封筒にてご返送願います。
STEP4 ・審査		弊社へ承継契約書が届き次第、記入不備、書類不備がないことを確認のうえ、株式会社オリエントコーポレーションによる審査を行います。なお、審査時に本人確認のお電話が株式会社オリエントコーポレーションより入りますので、予めご了承ください。
STEP5 ・車検証 又は 自動車検査証記録事項 のご変更 ・事務手数料の 口座お引落とし		審査可決後、車検証(登録自動車は自動車検査証記録事項)の使用者欄を新しい契約者さまにご変更いただきます。必要書類をお送りしますので、名義変更のお手続きをお願いします。お手続き完了後の車検証又は自動車検査証記録事項の写しを弊社へFAXください。 FAX　03-5816-5751 また、新しい契約者さまの口座より事務手数料として1契約につき11,000円(消費税込)をリース料2回目のお引落し時にお支払頂きますので、予めご了承ください。(対象のご契約のみ)

(ご注意) 名義変更のお手続きは、車両引受日から１５日以内（道路運送車両法第１3条）にして頂く必要がございます。

名義変更の手続きについてご不明な点は、お近くの軽自動車検査協会、運輸支局にお問い合わせ下さい。

■インターネットでご検索ください■

(軽自動車の場合)　軽自動車検査協会　＼クリック！／ 検索

軽自動車検査協会HP → 各種手続き → 名義変更

(登録自動車の場合)　運輸支局　＼クリック！／ 検索

株式会社オリコオートリース

（別紙）

承継申込書【個人のご契約者さま用】

（毎月20日までに弊社へ到着分について翌々月1日が承継日となります。）

以下の内容を記載し本紙と必要書類をFAXまたは郵送にてお送り願います。

①FAXの場合 03-5816-5751

②郵送の場合（送付先）〒110-0016　東京都台東区台東2－27－5　日土地御徒町ビル10階

株式会社オリコオートリース　契約管理部　変更承継担当宛

1. 承継事由（該当箇所に〇を付けてください）

なお、下記の必要書類の写しは全ページが必要です。ご注意ください。

該当	相手先	引継ぎの条件	事務手数料	受付時に必要な書類
	法人	以下の条件を満たしていること 1. 現在の契約者さま自身が代表を務める法人 2. 法人登記が完了されていること 3. 法人銀行口座開設済であること	1契約につき 11,000円 （消費税込）	発行後3ヶ月以内の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し
	ご家族	2親等以内のご家族	1契約につき 11,000円 （消費税込）	親族関係が証明できる発行後3ヶ月以内の戸籍謄本の写し もしくは、ご同居であれば世帯全員記載且つ続柄記載の 住民票の写しのどちらか一方 ＋ ご家族の本人確認書類：運転免許証 表・裏の写し
	ご家族 ※	※【運転ができなくなった場合 （高度障害・認定介護等）】 2親等以内のご家族	なし	親族関係が証明できる発行後3ヶ月以内の戸籍謄本の写し もしくは、ご同居であれば世帯全員記載且つ続柄記載の 住民票の写しのどちらか一方 ＋ ※障害者手帳や診断書など確認できるものの写し ＋ ご家族の本人確認書類：運転免許証 表・裏の写し
	ご家族（相続者）	【契約者さまがお亡くなりになられた場合】 2親等以内のご家族	なし	契約者さま死亡の届出があり、親族関係が証明できる発行後 3ヶ月以内の除籍謄本の写し ≪除籍謄本がない場合≫ 「死亡届または死亡診断書」の写しと親族関係が証明できる 発行後3ヶ月以内の戸籍謄本の写しの両方 ＋ ご家族（相続者）の本人確認書類：運転免許証 表・裏の写し

2. お申込情報

①	契約者名		契約を引き継がれるお客さま名 / 携帯番号：
	契約者名と契約を引き継がれるお客さまのご関係		□ 家族　（続柄：　　）　□ 代表を務める法人
②	契約引き継ぎを希望する車両 契約番号または登録番号のどちらかをご記入ください。	契約番号	００１１－００
		登録番号	
	＊契約引き継ぎをご希望される車両が複数台ある場合、契約番号または登録番号をこちらへご記入下さい。		
③	契約書等の送付先	宛先名	法人の場合ご担当者様名 （　　）
		ご住所	〒　　－
		電話番号	
④	本件に関するご連絡先 （③と同一の場合は記入不要）	お名前と電話番号	お名前 電話番号